平成２３年（フ）第２２５号
仙台市若林区若林１丁目13番48―107号、申立時の住所仙台市若林区中倉１丁目16番１―902号
債務者　高橋　梅乃
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
仙台市太白区中田２丁目２番15号
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
仙台市太白区緑ケ丘１丁目20番16号　カラントアン207
債務者　村上真理子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
仙台市宮城野区福住町18番地の11　伊深アパートＢ―２
債務者　武田　清記
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
秋田県能代市落合字古釜谷地22番地
債務者　小川まさこ
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３９号
秋田県能代市落合字上前田154番地３　しらかみハウス203号
債務者　長谷川清子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２９号
秋田県大館市柄沢字狐台95番地　１―110号
債務者　津谷　尚孝
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３１号
福島県白河市大信豊地字飯土用11番地
債務者　岩谷　智恵
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
福島県白河市関辺引目橋41番地20
債務者　山田　純子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
茨城県日立市台原町３丁目14番３号
債務者　鈴木　美加
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３３号
茨城県日立市田尻町７丁目10番５号
債務者　木我　悦夫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３７号
茨城県北茨城市平潟町1289番地１
債務者　元木　榮子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４６号
茨城県北茨城市磯原町木皿362番地２
債務者　村中　勝宏
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３６号
茨城県鹿嶋市大字宮中1129番地２　斉丸マンション101
債務者　大山　信也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４０号
茨城県神栖市芝崎411番地５
債務者　齊藤　好美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４８号
茨城県神栖市波崎7306番地３　フェリース小生砂Ａ202
債務者　平瀬　恵利（旧姓神本）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３３号
千葉県袖ケ浦市奈良輪259番地１　ライオンズマンション袖ケ浦407号
債務者　篠崎　誠一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部